

## 工 事 成 績 評 定 表 1 [建築・建築関連・建築附帯設備・その他]

評 要 第 1 号 様 式

起 案	令和 年 月 日		決 裁		令和 年 月 日			保存年限	長・⑩・5・1			検査員		検査員	整理番号														
	起 案 者 名		係		係長	課長補佐	課長																						
工事名	工事				契約金額(最終)																								
請負者名					工 期			令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			完成年月日		令和 年 月 日																
考 査 項 目		①専任監督員					②主任監督員					④検査員																	
		氏名					氏名					氏名					氏名												
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価				
1. 施工体制	I 施工体制一般	-	+1.5	0	-5	-10	d																						
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10	d																						
2. 施工状況	I 施工管理	-	+1.5	0	-5	-10	d							+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	d
	II 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5	-10	d	+10	+5	0	-7.5	-15	e																
	III 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5	-10	d	+15	+7.5	0	-7.5	-15	e																
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5	d																						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5	d							+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20	d
	II 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5	d							+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	d
	III 出来ばえ													+5	+2.5	0	-5	-	+5	+2.5	0	-5	-	+5	+2.5	0	-5	-	d
4. 高度技術	I 高度技術力(※2)	0	0	-	-	0																							
5. 創意工夫	I 創意工夫(※2)	0	0	-	-	0																							
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※3)						+10	+5	0	-	-	c																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点												
評 定 点 (※1)		① 点					② 点					③ 点					③ 点												
7. 評定点計(※4)		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 評定点計										点																	
8. 法令遵守等(※5)		- 0 点		法令遵守等の該当事由																									
9. 評 定 点 合 計 (※6)		点 評定点計 ( 点 ) - 7. 法令遵守等 ( 0 点 ) = 点																											
所 見 (※7)		専任監督員																											
		主任監督員																											
		検査員																											

- ※1 6.5点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。  
各評定点(①~③)は小数第1位まで記入する。
  - ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、加点評価のみとする。
  - ※3 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
  - ※4 既済部分(中間)検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値
  - ※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は原則的に主任監督員が完成検査時に行う。(ただし主任監督員が行えない場合は検査員が行う。)
  - ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
  - ※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。
  - ※8 各検査項目ごとの採点は、別紙-1 検査項目別運用表(公共建築工事)によるものとする。
- なお、監督員を1名しか任命しない場合は、1名で専任監督員及び主任監督員の評定を行うものとする。)
- (原則として、主任監督員は主に総括的なプロセス評価を行える者、専任監督員は詳細なプロセス評価を行える者、検査員は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)